












目次

	いぬ・ねこ飼育の6か条	1
	いぬ編	2
	ねこ編	8
	人と動物との共通感染症編	10
	災害対策編	12
	高齢動物の介護編	14
	連絡窓口一覧（いぬ編）.....	16
	連絡窓口一覧（ねこ編）.....	17
	飼い犬・猫の記録	18

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

- ◆動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

- ◆飼い主は、動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。



いぬ・ねこ飼育の6か条

1. 法令をしっかりと守る。
2. 犬・猫の習性等にあわせて適正に飼う。
3. 他人に迷惑をかけない。
4. 人と動物との共通感染症に注意する。
5. 災害時の備えをする。
6. 最後まで愛情・責任を持って飼う。

しっかり守れているか
各編のチェックシートで
確認しましょう！



- リードでつないで散歩をしている。
- 突然走り出しても、しっかりと抑えられる。
- 散歩の前に、自宅でトイレをすませている。
- ふんをした時に備えて、スコップや袋を携帯している。
- 尿をした時に備えて、水やトイレシートを携帯している。

- 犬を登録している。
- 毎年、狂犬病の予防注射を受けさせている。
- 鑑札（またはマイクロチップ）と注射済票を犬に装着している。





登録と予防注射

- ①犬を飼い始めたら、必ず犬の所在地の区市町村へ登録をしましょう。また、所在地や所有者等の変更があったときも、犬の新しい所在地の区市町村へ届出が必要です。（狂犬病予防法第4条に規定。ただし、マイクロチップを装着・情報登録している場合は、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になることがあります。）
- ②毎年、必ず狂犬病の予防注射を受けさせましょう。（予防法第5条に規定）
- ③鑑札（またはマイクロチップ）と注射済票は、必ず犬に装着しましょう。（予防法第4、5条に規定）

散歩について

- ①犬が他人を咬んだり交通事故に遭ったりしないように必ずリードをつけて散歩をしましょう。（条例第9条に規定）
 - ②必ず犬を制御できる人が散歩をしましょう。
 - ③ふん尿で公共の場所や他人の土地・物件を汚さないようにしましょう。（条例第7条に規定）
- トイレは、お散歩の前に自宅ですませましょう。

□飼^かい犬が人を咬んでしまった場合の
届出義務を知っている。





こウ 咬傷事故発生時の対応

こウ
咬傷事故などを未然に防ぐためにも、ノーリードでの散歩は絶対にやめましょう。また、伸縮性のあるリードも、確実な制御が難しいため、注意が必要です。万が一、自分の犬が人を咬んでしまったら、被害者に誠意をもって対応し、必ず以下の手順をしましょう。

- ①ケガをした人への応急手当をする。
- ②事故の再発防止のための措置を行う。
- ③24時間以内に最寄りの保健所等に事故発生届を提出する。(届出先は7. 連絡窓口一覧(いぬ編)を参照)
- ④48時間以内に飼い犬について獣医師による狂犬病の検診を受けさせる。

(条例第29条に規定)

- 基本的な号令（スワレ、フセ、マテなど）に従う。
- 体のどこをさわられても嫌がらない。

